

磯監第 35 号  
平成 29 年 9 月 4 日

請求人  
オンブズマン大磯  
代表幹事 添田正直 様

大磯町監査委員 高野澤 均

大磯町監査委員 奥津 勝子

#### 大磯町職員措置請求について (通知)

平成 29 年 7 月 21 日付けで提出された地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。) 第 242 条第 1 項に基づく住民監査請求は、請求の内容を法律上の要件に照らして審査した結果、次の理由により却下します。

(理由)

##### 1. 住民監査請求の要件

法第 242 条第 1 項は、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある (当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。) と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる」と規定しています。

##### 2. 本件措置請求の審査

請求人は、国府新宿 2 2 2 番地 2 こゆるぎハイツのプロパンガス庫固定資産税 (家屋) の賦課徴収を懈怠した行為の理由として、不動産登記規則の建物の認定基準である 3 つの要件に該当していると主張し、プロパンガス庫の写真 (事実証明書 1 及び 3)、

行政情報不存在決定通知書（事実証明書 2）、下仁田町ホームページに掲載されている家屋に対する課税資料（事実証明書 4）を提出しています。

しかし、不動産登記規則の建物の認定基準である 3 つの要件に対する事実証明書は、事実証明書 1 及び 3 は状況写真であり、事実証明書 2 は、課税の事実がないことが記載されている通知書であり、事実証明書 4 は、下仁田町の家屋に対する課税資料のため、他町の課税に対する判断内容です。当該物件が建物の認定基準に該当するか否かを客観的に認められる資料が添付されておらず、違法又は不当とする事実を証する書類が添付されているとは認められません。

また、平成 29 年 8 月 7 日付けで送付した大磯町職員措置請求書の補正に対し、平成 29 年 8 月 9 日付けの回答文書に記載されている「2. 監査委員が要求する 3 つの要件に該当する具体的事実を証明する事実証明書を添付せよとの事であるが、当該建物は立ち入り禁止になっていて当方での調査は概観以外全く無理ですので、そちらの権限を行使し、立ち入り検査し、要件に該当するか否かの調査するのが妥当かと思えます。」について、監査委員は、請求人が提出した住民監査請求書及び事実を証する書類により要件審査を行い、受理の可否を決定し、受理した場合においては、請求要件について調査を行いますが、受理前においては、請求人が証明すべき事実の調査を行うものではありません。

### 3. 審査の結果

以上のことから、本件措置請求は法第 242 条第 1 項に定める要件を欠くものであり、不適法なものと判断しました。